

令和3年松前町告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松前町役場産業建設部まちづくり課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

松前町長 岡本 靖

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日時	備考
町道	町道西古泉筒井線	松前町大字西古泉字寿496番4地先 から 松前町大字東古泉字登り内617番1地先 まで	令和3年3月13日 午後4時から	
町道	町道西48号線	松前町大字西古泉字寿417番地先 から 松前町大字西古泉字寿418番地先 まで	令和3年3月13日 午後4時から	